

## 【資料】最近 10 年で開港した空港の総工費と工期（供用開始順）

名称……総工費／着工年月／滑走路供用年月／工期

中部国際空港……6431 億円／2000 年 8 月／2005 年 2 月／4 年 6 か月

神戸空港……530 億円／1999 年 9 月／2006 年 2 月／6 年 5 か月

茨城空港（百里飛行場）……220 億円／2005 年 7 月／2010 年 3 月／4 年 8 か月

新北九州空港……1024 億円／1994 年 10 月／2006 年 3 月／11 年 5 か月

新種子島空港……240 億円／1992 年 11 月／2006 年 3 月／13 年 4 か月

静岡空港……490 億円／1998 年 11 月／2009 年 6 月／10 年 7 か月

岩国飛行場……2500 億円／1997 年 3 月／2010 年 5 月／13 年 2 か月

新石垣空港……451 億円／2006 年 10 月／2013 年 3 月／6 年 5 か月

辺野古飛行場……3500 億円以上

※出典 国土交通省サイト「航空関係公共事業に係るこれまでの評価結果」

([http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000249.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000249.html))、各県サイト、各空港会社サイトなど

<[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000249.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000249.html)、各県サイト、各空港会社サイトなど>。

※注 中部国際空港と新北九州空港以外は、事業終了後のデータが未発表で見込み額。

平成 27 年〇月〇日  
総務省行政管理局

国が行った行政不服審査法に基づく  
不服申立ての事例の調査結果について

○調査事項

国の機関（各府省（地方支分部局等の下部機関を含む））が一般  
私人（民間事業者等）と同様の立場で受けた処分について、行政  
不服審査法に基づき不服申立てを行った事例

○調査対象期間

平成 17 年 4 月 1 日以降に不服申立てを行ったもの

○調査結果

5 件の不服申立て事例が該当（事例の詳細は別紙参照）

(別紙)

### 事例 1

事案の概要：水生動物等の調査のため、沖縄防衛局長が名護市長に対して、辺野古ダム貯水池への立入りの申請を行ったが、名護市長はこれを不許可とした。

不服申立て日：平成 23 年 1 月 28 日（異議申立て）

異議申立て人：沖縄防衛局長

異議申立て先：名護市長

申立て内容：名護市長がした辺野古ダム貯水池への河川等立入申請の不許可処分の取消し

決定日：平成 23 年 3 月 28 日

決定内容：却下

（本件立入申請は私法上の要請にすぎないと解されており、名護市の不許可の回答は、異議申立て人の権利又は法律上の利益に影響を及ぼすものではないことから、本件異議申立ては、処分性の認められない行為の取消しを求めるものであるとして却下）

### 事例 2

事案の概要：名護市大浦のマングローブ林内での動物調査のため、沖縄防衛局長が名護市教育委員会教育長に対して、名護市文化財保護条例第 12 条の現状変更の許可を求め、天然記念物現状変更許可申請書を提出したが、名護市教育委員会教育長はこれを受理できないとする決定をした。

不服申立て日：平成 23 年 1 月 28 日（異議申立て）

異議申立て人：沖縄防衛局長

異議申立て先：名護市教育委員会教育長

申立て内容：名護市教育委員会教育長がした天然記念物現状変更許可申請書の不受理処分の取消し

決定日：平成 23 年 3 月 28 日

決定内容：却下

（市指定文化財の管理者でなく、申請者としての適格を欠いている沖縄防衛局の申請についての不受理は、明文規定上明らかに当事者適格を有しない異議申立て人の権利又は法律上の利益に何ら影響を及ぼすものではないことから、本件異議申立て

ては処分性の認められない行為の取消しを求めるものであるとして却下)

#### 事例 3

事案の概要：辺野古漁港区域内の占用及び調査（海域生物調査）のため、沖縄防衛局長が同漁港の漁港管理者たる名護市長に対して、漁港漁場整備法第39条第4項の協議を行ったが、名護市長は当該協議に係る行為を不許可とした。

不服申立日：平成23年1月28日（審査請求）

審査請求人：沖縄防衛局長

審査請求先：農林水産大臣

申立内容：名護市長がした辺野古漁港区域内の占用及び調査の不許可処分の取消し

裁決日：平成23年5月30日

裁決内容：却下

（辺野古漁港区域内の占用及び調査の協議に係る行為の期間が裁決に至るまでに既に徒過しており、本件審査請求が不服申立ての利益を欠き不適法な請求であるとして却下）

#### 事例 4

事案の概要：諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門義務の履行の前提として、国は地下水の取水により農業用代替水源を確保しようとしていたが、地元からの地盤沈下の懸念を受け、その検証として、一時的な地下水取水調査のため、九州農政局長が雲仙市長に対して、雲仙市地下水採取の規制に関する条例第5条の井戸設置の許可を申請したが、雲仙市長はこれを不許可とした。

不服申立日：平成24年6月21日（異議申立て）

異議申立人：九州農政局長

異議申立先：雲仙市長

申立内容：雲仙市長がした井戸設置不許可処分の取消し

取下げ日：平成25年2月26日

取下げ理由：国は地下水の取水によらず海水淡水化により農業用代替水源を確保する方針としたため、決定前に異議申立を取り下げた。

## 事例 5

事案の概要：沖縄県知事が沖縄防衛局に対して、「普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事」に係る岩礁破碎等の許可区域外にて行われたコンクリート製構造物等の設置について、許可を得ずに岩礁破碎行為が成された蓋然性が高いと思量されるとして、県が実施する調査が終了し、改めて指示するまでの間、当該許可区域を含め、当該工事に係る海底面の現状を変更する行為の全ての停止を指示した。

不服申立日：平成 27 年 3 月 24 日（審査請求）

審査請求人：沖縄防衛局長

審査請求先：農林水産大臣

申立内容：沖縄県知事がした「普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事」に係る岩礁破碎等の許可について、県の調査が終了し、改めて指示をするまでの間、当該許可区域を含め、当該工事に係る海底面の現状を変更する行為の全ての停止を指示する処分の取消し

（平成 27 年 5 月〇日現在、審査庁において審理中である。）

お尋ねがあった以下の用語は、一般には以下の意味で用いられている。（出典：広辞苑第5版）

「平和」

戦争がなくて世が安穏であること。

「独立」

他に束縛又は支配されないこと。特に、国又は団体が、その権限行使の能力を完全に有すること。

「安全」

物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのこと。

「事態」

事柄のありさま。ことのなりゆき。

「存立」

滅びずに存在し続けること。存在して自立すること。

平成 27 年 6 月 11 日  
内閣官房

4 5 月 27 日に内閣官房から提出した用語の定義に関する資料について、誰の決裁を得て提出したのか。

資料は内閣官房国家安全保障局で、内閣審議官レベルにおいてしかるべき意思決定を行った上で、提出したもの。部会における御質問の趣旨を十分踏まえていなかったと認識しており、お詫び申し上げる。

平成27年6月11日  
内閣官房  
防衛省

5. 今回の平和安全法制について、憲法解釈の変更を受けて、改正が行われている部分を明示されたい。

改正が行われている部分について、主な事項は以下のとおり。

### 「新三要件」関連

#### ○自衛隊法

##### (防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 (略)

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

2 (略)

#### ○事態対処法

##### (定義)

第二条 (略)

一～三 (略)

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

五～八 (略)

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

(対処基本方針)

第九条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二・三 (略)

※上記のほか、存立危機事態を設けることに伴い、以下の法律について所要の改正を実施

○米軍行動関連措置法

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

○海上輸送規制法

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

○捕虜取扱い法

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

# 昭和47年(1972)の政府見解のポイント

(第3段落)

憲法は、第9条において、**「前文において、第13条において、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまで放棄していないこと」**は明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうてい解されない。

しかししながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれららの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといふべきを得ない。

出典：衆議院委員部第一課予算担当提供資料

わが国に対する～

・「S47年政府見解」の作成者  
・S47以前以降の全ての国会答弁等

← 外国の武力攻撃によつて日本国民の生命が根底からくつがえされる

わが国に対する～

+

7.1  
閣議決定

密接な関係にある他国に対する～

読み直し！

昭和47年見解の「読み直し」

○小西洋之君  
**同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃**といふこともここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということです。

○横畠裕介君  
同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、**そのような解釈、理解ができる**ということござります。

## 昭和47年10月14日政府見解と平成26年7月1日閣議決定

昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料

自衛のための措置は、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から奪がえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

平成26年7月1日閣議決定

自衛の措置は、あくまで外國の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときには、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される。

今後とも維持

我が国を取り巻く安全保障環境の変化

## 昭和47年の事実認識

昭和47年に事実認識として、集団的自衛権は入らず

↓  
論理矛盾？ or 新たな法理？

昭和47年を引き継いだはずの平成26年に限定的集団的自衛権はある？

## 平成26年の事実認識

